

平成30年度第1回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年7月10日(火) 午後2時00分～午後2時56分

(2) 場 所 向日市役所 3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

1号委員 川 崎 雅 史

〃 橋 本 正 治

〃 神 吉 紀世子

〃 西 田 一 雄

〃 藤 本 英 子

2号委員 小 野 哲

〃 丹 野 直 次

〃 長 尾 美矢子

〃 山 田 千枝子

〃 和 島 一 行

3号委員 水 口 剛

4号委員 西 川 克 己

代理出席者

佐 竹 久 喜 【3号委員：西村 英明の代理】

[傍聴者] 3名

3 議事

(1) 会長の選出について

(2) 今年度の予定について

平成30年度 第1回 向日市都市計画審議会

日時：平成30年7月10日

開会 午後2時00分

○事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成30年度第1回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまことにありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただきます、都市計画課の小澤と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は午後3時ごろの終了を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、安田市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○市長 皆さん、こんにちは。本日は第1回向日市都市計画審議会を開催しましたところ、お忙しい中にもかかわりませず、お集まりいただきまことにありがとうございます。また、皆様方におかれましては、それぞれのお立場で向日市への発展、推進のためにお力添え賜っていることに改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

まず、先週の雨で全国的に本当にいろいろな災害が起こりまして、お亡くなりになられた方に本当に心からお悔やみを申し上げますとともに、また、被災地で今なお苦しんでおられる被災者の方に本当に心からお見舞い申し上げたいと思います。向日市も土砂災害と桂川の氾濫の警報を出させていただいたんですけれども、おかげさまで被害はありませんでした。1カ所、はり湖池の南側の道路が陥没しましたが、その日中に復旧ができました。現在、市内で特に問題となっている箇所はありません。しかしながら、いつも思いますのは、毎回被害がなければ、今回もやっぱり被害はないんじゃないかと思ってしまうんですね。これがやはり一番怖いことだと思っております。

ます。警報が出ても大丈夫だと、一瞬でもそういうことを思ってしまったところに一番の落とし穴があるのではないかと考えておりますし、引き続き私たちも情報発信に努めていきますとともに、市民の皆様に対しましても啓発を続けていきたいと考えております。今、国からきている浸水情報というのは非常に細かいのが来ました。今までは、500メートル四方ぐらいだったんですけれども、細かくなりましたので、今年はそれを使った防災マップの作成ということで取り組んでおります。いろいろなことがありますしなかなかすぐにはいかないんですけれども、今年度中には何とか発行したいと考えておりますし、そして、いろいろなご指摘を以前の防災マップでもいただきました。それを踏まえまして、市民の皆様にとっていざというときに役立つ防災マップにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ところで、ご存じのように、向日市では森本東部地区は日本電産さんの進出ということで、動き出しております。そして、洛西口の西側につきましても、新聞報道のあったとおりでありますし、JR向日町駅の東口の開設というところも取り組んでいるところであります。決して、開発するのばかりがいいわけではありませんけれども、まずは市民の皆様が住みよい街、そして、税金等々いろんなことを考えまして利用できる土地は地区計画によって利用させていただくということで、今、取り組んでいるところであります。

審議会のメンバーの皆様におかれましては、2年間非常にお世話になりますが、どうかよろしくお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございました。

なお、市長はこの後、公務が入っておりますので、これにて退席させていただきます。

○市長 すみません。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それではここで、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の次第の裏側が、配付資料の一覧となっております。各資料の右上に資料番

号を振ってありますので、お手元の配付資料一覧を参考にご確認願います。

本日、配付しております資料は、資料 1－1 向日市都市計画審議会委員名簿、資料 1－2 向日市都市計画審議会条例、資料 1－3 向日市都市計画審議会運営規則、資料 1－4 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令、資料 2 平成 30 年度向日市都市計画審議会の予定についてがございます。

以上が全ての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

ございましたらその場で挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは初めに、審議会委員の交代につきまして、向日市都市計画審議会条例第 3 条及び同運営規則第 5 条第 1 項の委員に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

本年 3 月末の任期満了に伴いまして、1 号委員及び 4 号委員に交代がございまして、新たに 2 名の方が就任されております。

1 号委員は、学識経験者からなる委員でございまして、現在、向日市農業委員会の会長をされております、橋本委員が新たにご就任されました。

また、4 号委員は市民の代表からなる委員でございまして、新たに西川委員がご就任されました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、両方に一言ずつ、ご挨拶をいただきたいと思います。それでは、橋本様、一言、お願いいたします。

○委員 皆さん、こんにちは。向日市農業委員会会長をしております橋本正治です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、西川様、お願いいたします。

○委員 以前もこの都市計画審議会の委員をさせていただいたことがあるんですけども、1 号委員の先生方のお顔を存じ上げている方もおられまして、懐かしいなと思っています。今回、住民からの代表ということで、新しく就任させていただくこと

になりました西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。委員の異動については以上でございます。

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

本日の審議会を所用により西村委員、六人部委員、小山委員が欠席されております。

現在、ご出席の委員は１２名でございます。本審議会条例第６条第１項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお今回、３号委員でございます、向日町警察副署長の西村委員が所用により欠席されておられますが、３号委員は関係行政機関の職員となっており、各機関からのご意見を伺うために、同規則第６条の規定により、向日町警察署交通課課長の佐竹様にお越しいただいております。同規則第６条につきましては、「会長は必要と認める時は委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、または説明させることができる。」となっております。佐竹様、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の一つ目、会長の選出に移らせていただきます。議事の進行上、会長の選出につきましては、司会の方で進行を進めさせていただきます。

会長の選出につきましては、本日お配りしております資料１－４都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の第４条、また、資料１－２向日市都市計画審議会条例の第５条第１項で、会長は１号委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

それでは会長についてご意見、ございますでしょうか。

○委員 西田です。僭越ながら、私から提案をさせていただきたい。長年ずっと会長をしていただいている川崎委員に引き続いてお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

（異議なしの声あり）

○事務局 川崎委員を会長にとのお言葉がありましたが、委員の皆様、いかがでし

ようか。ご意見がないようでしたら、委員の拍手をもって、互選という形をとらせていただきます。

(拍手)

○事務局 ありがとうございます。川崎委員が会長に選出されましたので、委員には、会長席へご移動をお願いいたします。

川崎会長には、今後２年間よろしくお願い申し上げます。それでは川崎会長、一言お願いいたします。

○会長 ただいま会長にご指名いただきました。大変ありがとうございました。非常に長い間、私も会長をやっておりますので、本当にこれで最後だなというふうに思っております。今週からものすごく暑い日が続いているにもかかわらず、皆様お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。この会は都市計画ということで、きちっと制度を決めていかないといけないものなんですけれども、やっぱりまちづくりというのは、まず基本は人が元気でないといけない、地域の方々が元気でないといけない、ということが大事ですので、制度は制度ということなんですけど、その背景にある議論をいつもご熱心にこの場でもご意見いただきますので、ぜひともこれからまた２年間、皆様方のご協力を賜りながら大役を果たせるよう努めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは次に、会長の職務代理者の指名に移らせていただきます。向日市都市計画審議会条例第５条第３項の規定により、職務代理の指名は会長が行うこととなっておりますので、ご指名をよろしくお願いします。

○会長 職務代理者の指名ですが、私としましては、都市計画に対する造詣が深く、また、知識・経験が豊富な神吉先生にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。神吉委員には、今後２年間、職務代理を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、川崎会長にお願いいたします。

○会長　それでは早速ではございますが、審議会運営規則によりまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本審議会は、原則公開で運営をいたします。

本日の議事事項につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。

したがって、本日のこの議題につきましては、この会議を公開することといたします。

また、本審議会の会議録は、市のホームページにおきまして公開となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局。傍聴者は本日おられますでしょうか。

○事務局　傍聴希望者が3名おられます。

○会長　それでは、審議会の傍聴を許可いたします。

それでは本日の議題であります「今年度の予定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、「今年度の予定」につきまして、ご説明させていただきます。

本日お配りしました、資料2をご用意いたします。

1点目、今年度の議事予定案件でございますが、【都市計画の変更・決定にかかるもの】としまして、付議事項の「生産緑地地区の変更について」及び報告事項の「森本東部地区地区計画（市街化調整区域における地区計画）原案について」の2件を予定しております。

さらに、【その他のもの】としまして、報告事項が2件、「向日市緑の基本計画中間改定案について」及び、「第2次向日市都市計画マスタープラン部分改定案について」を予定しております。

２点目、今年度の都市計画審議会開催スケジュール予定ですが、第１回を本日開催させていただきます、第２回の開催日を平成３０年１１月ごろに予定しております。

第２回の議事内容予定としましては、付議事項として、「京都都市計画生産緑地地区の変更について」が１件。報告事項として、「向日市緑の基本計画中間改定案について」及び、「第２次向日市都市計画マスタープラン部分改定案について」の２件を予定しております。

第３回の開催日は平成３１年１月または２月ごろに予定しております。

第３回の議事内容としましては、報告事項として、「京都都市計画地区計画（森本東部地区地区計画）の原案について」の１件を予定しております。

以上の内容で今年度向日市都市計画審議会を開催させていただく予定としておりますが、各案件の進捗具合によっては開催時期や議事内容について変更の可能性がございますので、ご了承くださいませ。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、ご多忙中かと存じますが、ご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございました。今年度の開催スケジュールについてご説明をいただきました。本日の審議事項はこの今年度の予定についてだけでございますけれども、第２回予定では、大体１１月ごろに例年行われている生産緑地の変更。また、緑の基本計画と都市計画マスタープラン部分改定につきましては、非常に重要な計画でございます、これについての審議が控えております。第３回では森本東部地区の報告という形で原案が示されるということでございます。以上のスケジュールにつきまして、皆様方からご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 いつも出席するようにはしているんですけれども、日程調整的な意味合いで開催日の、大体ひと月ぐらい前には日程調整していただけるのかお聞きしたい。

○会長 はい。事務局の方、いかがでしょうか。日程調整につきましてお願いいた

します。

○事務局　このたび都市計画課長をさせていただきます今井と申します。付議内容などの進捗状況もあるのですけれども、早目に、ひと月前程度には一度お知らせ等を考えさせていただきたいと思います。

○会長　はい。よろしいでしょうか、西田先生。ほか、いかがでございますでしょうか。山田委員、お願いします。

○委員　2号委員の山田です。森本東部地区地区計画の原案について、市街化調整区域ということになっていますので、調整区域を外していくということになるのかと思うのですけれども、ただ議会ではまちづくり協議会というものがこれから森本でつくられていくというような話を、6月ごろにはお聞きしていたかと思うのですが、現在、森本東部地区の地区計画の状況、とりわけまちづくり協議会の関係がどのようなになっているのかご説明していただきたいと思います。

○会長　ありがとうございます。事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局　はい。座って失礼させていただきます。現在、森本東部地区におかれましては地区まちづくり協議会を結成されておまして、都市計画の提案をまちづくり条例に基づいて今後行われていくと思います。現在、営農を続けておられる方とか、農業が続けられない方とか、そういう方のいろいろな話を聞いて、原案の作成に向けて努められているところであります。

○会長　はい。既に設立されているということですね。いかがでしょうか。

○委員　いつごろぐらいに森本地区まちづくり協議会ができていくのかということと、私の知る範囲では地権者の方も向日市の方だけでなく、他自治体の方もいらっしゃるというように聞いています。また、日本電産との関係が非常に大きいかなと思いますので、その辺の関係も現在、どのような話し合いになっているのか、言える範囲でのご説明とまちづくり協議会はいつごろに発足していくのかということをお伺いたします。

○事務局　　地区まちづくり協議会は、既に結成されております。正式な団体で市が認めております。

日本電産とは、現在、農業を続けられる方、続けて行けない方を含めて話し合いをされているところでございます。予定につきましては、あくまでも市が「いつまでに」ということを申し上げるわけにもいきませんので、協議会と株式会社日本電産が協議をされていると。その中で、予定どおりいけば1月か2月ごろには審議会に原案をお示しできるのではないかなという予定でございまして、予定はここに書いてあるとおりでございます。

○委員　　森本東部地区地区計画については、ＪＲ向日町駅東口の駅ビルと東口の開設、そういったこともセットになっているというように私は理解していますが、その辺の関係も含めて1月、2月ということになるのか。昨年3月にはＪＲ向日町東口の開設にあたっての予算も含めた一定の計画が示されてはいるのですが、まだ具体的ではないということで、事業計画と予算について、一切はっきりしていないので、予算についてもどのようにいつごろ発表できるのかということもお伺いしたい。また、この7月中には阪急洛西口の西側の開発計画について、50事業者がホテル建設を含む開発計画を提案しようとしているということなんですが、この辺の状況もお伺いしたいと思います。

○会長　　よろしいでしょうか。事務局のほう、お願いします。

○事務局　　まず向日町駅の東口開設とそこで市が今、地権者の方とお話をしている再開発事業でございます。これにつきましては、まだ地権者の方で勉強会をされているところで、まちづくり協議会発足までは至ってはおりません。

それから予算につきましては、この場でご審議いただく内容ではないと存じております。

洛西口につきましては、現在事業の協力業者の募集をされているところでございます。

以上でございます。

○会長　　いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

丹野委員、お願いいたします。

○委員　　1つは第2回目の審議会においては、付議事項が1点。あとは報告2件。第3回目では、地区計画原案についての報告ということですが、この報告というのは都市計画審議会では付議事項になるのか、ならないのか、報告だけで終わりで、都市計画審議会としては、報告ですから承るだけということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○会長　　これまでも報告事項につきましては、審議事項以外に情報を報告していただいた後に、ご意見とか、それから、ご質問などを承るということにしていたと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局　　まず森本東部地区のまちづくり計画はまちづくり協議会が市長に提案をした都市計画について、向日市のまちづくり条例にのっとりた手続を進めていき、その中で都市計画審議会にご報告させていただくと、このようにご理解いただきたいと思います。その他の事項については担当がおりますので、担当の方からご説明いたします。

○事務局　　緑の基本計画につきましては、平成19年3月に作成されまして、今年度中間年度として時点修正のみを行う予定としております。緑の基本計画につきましては、報告となります。

○会長　　おっしゃっているご質問は、報告がどういう状況でここでやられるかということ。例えば、ご意見をお伺いするのかどうかという。報告だけで終わってしまうのか、そういうことをご心配されているのだと思います。事務局からは情報をご報告いただきますが、それについてお聞きになった委員の先生方からはご意見を伺うということよろしいですね。

○事務局　　はい。前回もそうございましたように、緑の基本計画は都市計画決定

事項ではございませんが、都市計画審議会でご意見をお伺いして、そのご意見を計画の中に反映させていただくと、このようにご理解いただきたいと思います。

○会長 はい。この審議会での決定事項ではありませんけれども、意見は反映されるということですのでよろしいですね。

○委員 都市計画審議会ですから、付議事項になって、決定をしていかなければならないものではないかと思ってたんですけれども、報告があつて審議会で私ども委員の意見を聞き置く程度ということになるということなのかなと。じゃあ、誰がどこで決定するのかといえば、議会で決定してしまうのかなと。都市計画審議会の役割はどういう任務があるのかなということで、我々、一人一人委員が真摯にこういった問題に向き合っていかなければならないものではないのかなというように思っておりました。第3回目に予定されている地区計画の原案ですが、提案があつて、変更がされていくんだと思うんですけれども、どこで決定されていくものなのか、わかりやすい資料が出てくるのかなと。我々委員は意見を言うだけなのかなと。どこで誰が決定するんだという流れを教えてくださいませんか。

○会長 はい。では、ご説明をお願いします。

○事務局 森本東部地区の地区計画は、都市計画に定める地区計画でございますので、もちろん都市計画審議会に付議をさせていただいて、決議をいただくと。通常の都市計画決定のプロセスを踏みますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、緑の基本計画につきましては、都市計画決定の事項にはございませんので、その辺につきましては皆様のご意見を十分反映させていただいた計画にしていきたいと、このようにご理解いただきたいと思います。

○会長 緑の基本計画についてはどこが審議をして、どこで決められているのかというのは、どういうふうな関係になってますでしょうか。ちょっと丁寧にご説明いただいた方がいいと思います。

○事務局 緑の基本計画につきましては、これまでからもアンケート等を実施させ

ていただいております。現在、原案を固めているところでございます、こののち、パブリックコメントで広くご意見をいただきたいということで考えております。そののちに、都市計画審議会にご報告をさせていただき、いただいたご意見につきまして反映させていただけるものは反映させていただいて、緑の基本計画の中間見直しをしていきたいと考えております。

○会長　ご質問の中身というのは、それぞれに、例えば緑の基本計画、緑もあれば、交通もあれば、防災もあれば、都市計画っていうのは多岐にわたります。それについて、どこがどのように決めていって、都市計画審議会は何をすべきなのかということが整理されてないので、報告がばらばらにきても、どのような意見の反映がされるのかということも含めて、意思決定機関のきちとした統計的なシステムの説明をしていただいて、都市計画審議会では、例えば都市利用ゾーニングの話であるとか、都市計画法にのったものを決めていくとか、そういうこと。事務局の方は既になれておられるので問題ないかもしれませんが、委員の方々、新しい委員の方々も含めて、都市計画ってどのようになっているのか、緑の基本計画というのは実はこういうところで意思決定されて議論されているけれども、都市計画審議会はそこから上がってきて、どのように意見反映がされるのかと。その辺の関係の全体像をご説明いただきたいというご質問です。例えば、市によって緑の基本計画は緑の審議会を立てているところもありますし、景観計画だと景観の審議会を、都市計画だったら都市計画の審議会があって、それぞれ審議会が幾つかあって、それぞれに決めていく。だけど、都市計画の中では、それぞれ関連する部分があるので、その影響によって都市計画が変わることもあるわけですね。だから、その場合は、総合的に都市づくりに対してみていかないといけないので、それぞれの審議会が関連して意見を言い合って、それを反映するか、そういうような話をしていただきたい。

○委員　森本東部地区は都市計画の部分がありますね。現在はまちづくり条例に基づいて動いているから、まちづくり条例としてこうですというご返答だったんですけ

れども、進捗したら地区計画の原案が都市計画審議会に年度末ぐらいに出てきて、恐らく次年度にそれらがブラッシュアップされたのちに付議がきて、付議がきたら都市計画審議会で決定です、というふうに答えてほしいということです。

都市計画の決定は始まりから終わりまでどういうプロセスで、2年でも3年でも4年でもかかっても、どういう流れで行われるんですかというのを確認する作業を今しているんです。予定の第3回目に地区計画をかけるのに対して問題視しているとかそういうことではなく、全体の流れがどうなっているかという、制度の説明をしてくださいと言っているんですね。だから、地区計画は都市計画の決定事項ですから、最終的に付議がきて都市計画審議会で決定ですけど、都市計画法ではないほかの法律に基づいている制度のものに関しては、都市計画審議会が付議ではないはずなので、それに関する最終決定はどこで行われるんですかというのを聞いているので、どこで最終意思決定されるんですかという話です。緑の基本計画は、向日市さんでは各関係の委員会に意見を聞いた上で、市役所の所管の部局で最終案を決めて、パブリックコメントかけて、特に問題なければ、それが緑の基本計画になると思っていてよろしいですか。どこか議会にかけられるとか、そういうことあるんですかっていうことです。

○事務局　公園交通課の長谷川と申します。緑の基本計画につきましては、市が責任をもって決定をするんですが、意見を聞く場として、ほかに委員会がございませんので、都市計画審議会では意見を聞いたり、パブリックコメントで市民の皆様から意見を聞いたりして、幅広い意見を反映した改訂計画にしていきたいと存じております。

○会長　よろしいでしょうか。

○委員　お話は内容に突っ込んでいくような話が多いですが、私が聞いているのはそうではなく、今後の都市計画審議会のスケジュールとして第2回又は、第3回で付議されるもの、経過報告をされるものを紹介していただきましたが、都市計画審議会では決めていくものなのか、報告だけのものなのか。あるいは、いつ決定されるのか、どこの機関で決定されていくものなのか。そういった全体の流れを聞いているんです。

細かいことをご説明いただいても大変ですので、ざっくりとこれはこのようにしていったって、このように決定していくものだという考え方を問うておるわけです。何回も言って申しわけないが、恐らく、ほかの委員さんもいつどこでどういう感じになるのかなと、流れる的なものをつかんでおいたほうがいいかなというふうに思っていらっしゃるかと思いますので、その辺説明のほどよろしくお願いします。

○会長　　はい。よろしいでしょうか。

○事務局　　まず緑の基本計画につきましては、先ほども申し上げましたように都市計画審議会にご意見を聞いて、市長が決定します。最終的には市長が決定するということで、ご理解いただきたいと思います。都市計画の地区計画の変更につきましては、まちづくり条例に基づくまちづくり審議会という審議会を向日市でつくってありまして、まちづくり審議会の中で市長に建議し、又は意見を述べることができるというのが、審議会の組織となっております。建議し、又は意見を述べられる事項として、地区まちづくり計画に関する事項というのを掲げております。さらに、都市計画提案に関する事項も掲げておりますので、まず、まちづくり審議会で審議していただいた後、最終的に都市計画の変更について都市計画審議会に諮問させていただいて、その諮問の結果に基づきまして市長が都市計画決定、都市計画の変更を行うというふうにご理解いただきたいと思います。

○会長　　丹野委員、いかがでしょうか。

○委員　　森本東部地区の地区計画についても、資料では報告となっておりますが、この報告の後、どういう流れになるかもあわせて報告してもらえますか。

○会長　　第3回予定の報告以降、地区計画の決定に至るまで、どういうペースになるのかということですが、いかがでしょうか。

○事務局　　原案の報告後、まちづくり条例に基づく手続きにより案を作成し、都市計画審議会に案を報告させていただきます。そののち、都市計画法に基づく都市計画の変更の進める中で最終的にこの都市計画審議会に付議して、その答申を受け

て、市長が決定をするというふうにご理解いただきたいたいと思います。

○会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

緑の基本計画って結構分厚いものだと思うんですけども、他市町村ですとそれに対する委員会とかを開いて何回か議論してチェックしたりする時間ってやっぱり必要だと思いますので、事前にもし見られるようでしたら、基本計画の改定案をその11月の1回限り、この場だけで見てというよりも事前に送っていただくなどしていただいた方が委員の先生方も議論がしやすいと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

山田委員、いかがでしょうか。

○委員 今までの議論で確認しておきたいですが、森本東部地区の地区計画の付議ですね。この都市計画審議会では、今年度の開催スケジュールの中には入ってない。今年度は付議はしないということなのでしょうかとということと、阪急洛西口の西側も既に進もうとしているんですけど、これについては今年度では都市計画審議会には議案として付議、報告も予定していないという、そういう認識でいいのでしょうか。

○事務局 あくまでも両地区の地区計画につきましては提案制度でまちづくり協議会の方から原案が上がってきますので、予定があるないについて、この場で申し上げられません。スピードアップして洛西地区が進められるかもしれませんが、今の森本東部地区についてはペースダウンしてこの時期にお示しできないかもしれません。市が行う作業というよりまちづくり協議会が行うものですので、この場で今、予定についてこれ以上ご説明することはできません。

○委員 相手のあることですから、まちづくり協議会がいろいろとやっておられることですが、向日市の大きなまちづくりにかかわる問題ですので、できるだけ早い目に我々、都市計画審議委員の方に連絡をしていただきたいですし、また、資料も早く出していただきたい。このこと、強く要望しておきます。

○会長 ありがとうございました。あくまでも予定ですので、動きがわかり次第、委員の先生方に第３回では案件が予定よりもプラスされるとか、第２回でもこういう案件がプラスされるとか、変更がありましたら、早目にお知らせいただきたいということです。よろしくお願いいたします。

○委員 キリンの跡地の整備も地区計画制度でされたので、流れとしては、キリン跡地の都市計画決定や変更というようなことと、イメージとしてはだいたい同じというように考えておいたらいいいのですか。

それと、私の勉強不足で非常に申しわけないですけども、生産緑地の変更とか、今後の緑の基本計画を含めて、先日学会で話を聞いていたら、農業関連の法律で成立したか、あるいは成立する予定かわからないのですが、市街化調整区域内でなくて市街化区域内の農地の執行計画が具体的に計画手続を進めて、どちらかというとな農業的な生産を確保するような流れに最近なりつつあるというようなことを聞いて、ちょっと法律の名前を忘れたのですが、次の１１月まで大分時間があるので、できればこんなような形で市街化区域内における農地の整備の方向が可能なんだというようなことなど、そのような解説というか、勉強といいますか、説明をしていただける機会をもっていただきたいというのが私の提案です。そういうことができれば、生産緑地を何とか残そうというような気持ちの中で、具体的に生産緑地を残せるようないい方法論も出てくるんじゃないかなろうかというのを思ったもので。実際の法律の中身は読んでないのでわからないけれども、そういう法律ができたらしいということなので、ご説明を願えればありがたいなというようにお願いしたいんですけども。以上です。

○事務局 まず、キリンビールの場合は、市街化区域の中での都市計画の決定に伴います地区計画でした。今回は、市街化調整区域です。それも、まちづくり協議会の方からの提案ということで、細部は少し違いますので、手法は若干違ってくると、このようにご理解いただきたいと思います。

○事務局 生産緑地法の改正につきましては、平成３４年に当初指定された生産緑

地が解除されるということになっておりました。一方で、都市の農地は非常に大事だ
という意見もありまして、指定が解除される生産緑地を特定生産緑地へと指定ができ
る制度や生産緑地の指定下限面積が500㎡以上から300㎡以上へと条例で緩和で
きるようになるなど、改正されております。

第2回で予定している生産緑地の変更時に説明を詳しくさせていただきたいと思いま
す。

○委員 お願いします。

○委員 西田委員さんが言われたのは麒麟跡地ではなくて、阪急洛西口の東側の
ことも言っておられるんじゃないかと私は思っていて、阪急洛西口の東側は市街化調
整区域でしたしね。阪急洛西口駅の東の地区計画と同じ流れで進むのかということ
を聞いておられると思うんですけど、阪急洛西口の東側と同じ流れと思っていていいん
でしょうかということをお聞きしたいと思います。

○事務局 洛西口の東側の地区計画につきましては、市街化調整区域から市街化区
域に編入したのちに地区計画を定めましたので、洛西口の東側の地区計画の手法とし
ては麒麟ビールの手法と同じでございます。今回の洛西口駅西地区は調整区域のま
ま地区計画制度でまちづくりをするということで。その辺の市街化区域、調整区域の
違いはご理解いただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○委員 2点だけ短く。今後に向けてのお願いです。ほかの市で申しわけないです
けど、既に農家にヒアリングに入ってもらってる市もおられますし、農業委員会の委
員もおられるので、多分地元の事情とか踏まえての話が今後出てくるだろうと思うの
で、今回の法改正をどう見ますかというのはレクチャーを聞きたいと思っていますの
で、ぜひよろしくをお願いします。

もう一つ緑の基本計画関係ですけど、この前歴史まちづくりの方の委員会で保存樹
木のようなものをできないですかみたいなことを委員長が言われて、歴史的な樹木と

かを上手に「維持管理を含めてみんなで愛していこう」というようなことをどこかでやれないものかみたいな話が出ていました。私も委員しておりますので、ご参考に皆さんに報告しておきます。

○会長 ありがとうございます。歴史的な樹木については、緑の基本計画の中で何らかの位置づけがされてはいるかもしれませんが、神吉先生から重要なご指摘ですので、よろしくお願いいたします。

ご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見・ご質問も皆様から出尽くしたようでございませんので、本日の予定の議題は以上とさせていただきます。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。本日も皆様のご協力により、本当に活発なご意見、貴重なご意見をいただき、スムーズに終わることができました。大変ありがとうございました。

それでは、司会をマイクにお返しいたします。

○事務局 それでは以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

皆様、お忘れ物のないようにお帰り下さい。

本日は大変ありがとうございました。

閉会 午後２時５６分